

3 2条協議（水道・下水道）を進めるにあたり

1 申請書類

(1) 水道用 × 2部（申請用および返却用）

「公共施設管理予定者との協議申請書」＋「施設協議書（水道用）」
＋添付書類（協議申請書参照）

(2) 下水道用× 2部（申請用および返却用）

「公共施設管理予定者との協議申請書」＋「施設協議書（下水道用）」
＋添付書類（協議申請書参照）

様式は、「公共施設管理予定者との協議申請書」、「施設協議書（水道用）」および「施設協議書（下水道用）」があります。

2 用紙サイズ

「公共施設管理予定者との協議申請書」および「施設協議書」は、A3版に印刷の場合はA4版の袋としに、A4版に印刷の場合は両面印刷してください。このほかの添付書類は、A4判またはA4版折込としてください。

3 綴じかた

申請用は表紙を「公共施設管理予定者との協議申請書」とし、その後に「施設協議書」、「添付書類」の順に綴じてください。

返却用は表紙を「施設協議書」とし、その後に「公共施設管理予定者との協議申請書」、「添付書類」の順に綴じてください。

4 連絡先の記入ほか

協議完了後、1部返却のため連絡いたしますので、「公共施設管理予定者との協議申請書」の下欄に必ず「担当者氏名」および「電話番号」を記入してください。なお、日付は、「公共施設管理予定者との協議申請書」は受領日とし、「施設協議書」は協議完了日とするため、申請時はこれらの日付は無記入としてください。

☆注意事項

1 申請書類の様式は、必ず最新版を使用してください。

申請書類について、部長名（特に年度替わり）や様式等が変更されることがありますので、申請前に必ず最新版であることをご確認ください。

また、施設協議書の「その他の協議内容」は、申請内容により内容の追加が必要な場合があります。

2 添付書類について、事業課に最終確認をしてください。

より早く32条協議が完了するためにも、特に施設の設計内容にあたる平面図、縦断図、構造図（横断面図、骨組図等）について、事業課（上水道事業課、下水道事業課、営業課）と事前に十分打合せを行い、申請前に関係の事業課と最終確認をしてお

いてください。その後、申請書類を上下水道事業政策課 施設計画係へ提出してください。

通常、申請書類等に不備がない場合でも、書類審査に1週間から10日程度かかりますので、余裕を持って申請をお願いします。

3 工事書類は、開発許可後、別途必要です。

上下水道工事について、申請者が開発指導景観課から「開発許可」を得た後に、工事着手が可能となります。工事着手にあたり、別途必要となる書類がありますので、早めに事業課（上水道事業課、下水道事業課、営業課）へお問い合わせください。